

# 栃木県佐野市所在「嶋田家文書」について

二

武井 尚  
新井 浩文

- 一、はじめに（武井尚）
- 二、嶋田家文書の概要（武井尚）
- 三、嶋田家文書の中世文書
  - (一) 山内上杉氏の文書（武井尚）
  - (二) 古河公方足利氏の文書（武井尚）
  - (三) 羽生城主木戸忠朝等の文書（新井浩文）
  - (四) 佐野城主北条氏忠の文書（新井浩文）
- 四、嶋田家の伝承と長井庄―戦国武将の「家」歴検証―（新井浩文）

## 一、はじめに

本稿で紹介する嶋田家文書は、栃木県佐野市田島町五一二番地嶋田勇氏の所蔵する文書群の一部で、中世文書及び近世に成立した由緒に関わる文書である。いずれも埼玉県ときわめて関わりの深い内容の文書である。私共（武井・新井）が本文書の内容を知ったのは、一九九二年十一月十二日、第一九回企画展「中世の佐野」で埼玉県立文書館収蔵文書を展示していた佐野市郷土博物館に伺った折、同館の主幹兼学芸係長石田正巳氏から嶋田家文書の中世文書のコピーをいただいたことによる。コピーとはいえ山内上杉氏、古河公方足利氏、羽生城主木戸氏など、全く知られていない文書が出現したのにたいへん驚いたのである。そして、同氏から「祀日向八幡宮千田宗記」という近世中期に成立した嶋田家の由緒に関わる文書のコピーを併せていただいただけでなく、嶋田家文書調査に際しての協力を約していただいた。そして、石田氏の紹介をいただき、翌年四月三十日の午後、私共が嶋田家を訪れ、調査を行ったものである。

この調査にあたり、御当主嶋田勇氏には大変お世話になっただけではなく、『文書館紀要』第七号への掲載を御快諾いただいた。厚く御礼申し上げる次第である。また、石田氏には嶋田家文書の目録（表1）の掲載をお許しいただいた。あわせて、御礼申し上げたい。

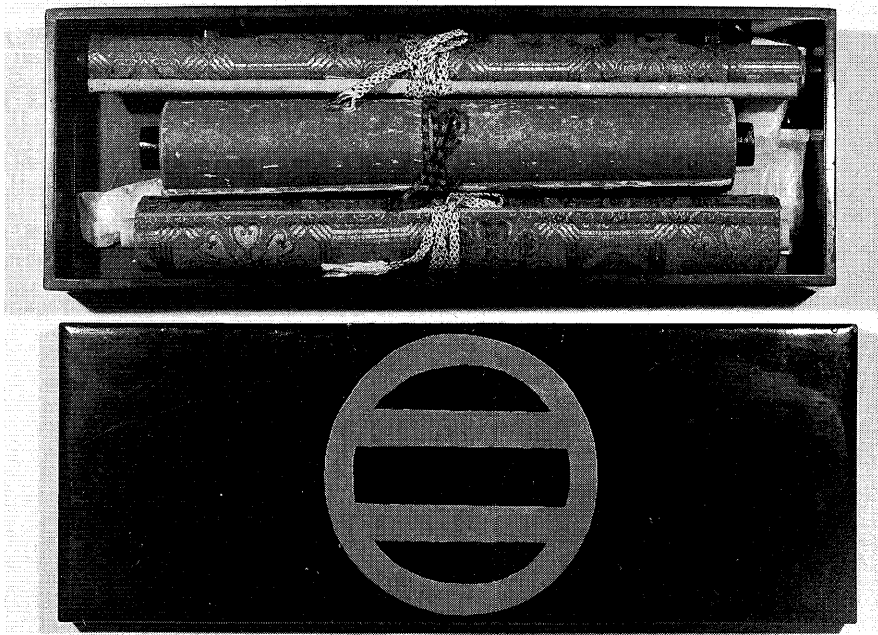
## 二、嶋田家文書の概要

嶋田家のある田島町は佐野市街地の郊外南西に位置し、渡良瀬川の形成した沖積地にある。町の東方には秋山川が南流し、ほぼ中央には県道佐野行田線・東武鉄道佐野線が南北に走っている。嶋田家は東西に延びる微高地上に位置する。近世には下野国安蘇郡に属していた。「慶安郷帳」では田高一、六七八石余、畑高三〇七石余、下総古河藩領、貞享元年佐野藩領、「元禄郷帳」では一、〇四三石余（減少分は赤坂村分村）、旗本堀田・矢橋・隠岐・堀二氏の五給、文政九年（一八二六）佐野藩領・旗本堀・同堀田氏の三給となる<sup>(1)</sup>。

嶋田家文書は佐野市郷土博物館で作成した目録（表1）によると、中世・近世文書五八点となっているが、中世と近世前期の状物の文書は四巻に成巻され、うち三巻には合わせて一九点の文書が貼り込まれているので、実質的には七三点となる。その内訳は中世九点、近世六四点で、近代文書は含まれていない。

さて、嶋田家文書では、中世と近世前期（万治三年—一六六〇—以前）の文書二〇点が成巻され、いずれも黒漆塗、蓋に金泥の二引両の紋が描かれた箱（被せ蓋造、縦三八・五cm、横一三・二cm、高

栃木県佐野市所在「嶋田家文書」について



中世・近世前期文書卷子収納状況

五cm)に納められている(三ページ写真)。箱は無銘のため製作年代等は不明である。各巻とも題簽はなく、No.一〜三の巻子の見返しは金欄地の布表装、No.五は紙表装。各巻とも見返しははずれ、虫損も多く、巻折れがみられる。

No.一は古河公方足利政氏・同高基(二点)、羽生城主木戸忠朝(三点)が発給した文書五点が成巻され、いずれも充所が嶋田氏となっている。五点とも配列は年代順ではなく、木戸忠朝発給文書の間に古河公方発給文書が二点貼り込まれている。後掲の「祀日向八幡宮千田宗記」(No.二九)では木戸忠朝を扇谷上杉忠朝としている。No.二は山内上杉氏関係文書二点で、関東管領可諱上杉顕定、矢野憲信の発給文書である。「祀日向八幡宮千田宗記」では、後者の矢野憲信を顕定の男上杉五郎憲房としている。充所はいずれも長井氏である。嶋田氏は長井氏とともに武蔵国幡羅郡長井庄(現熊谷市、大里郡妻沼町)を本貫地として山内上杉氏に属した国人層であることから、両者はきわめて近い関係にあったことが考えられ、そのため、本来は長井氏に伝わるべき文書が嶋田家文書として伝来したのであろう。嶋田氏と長井庄の関係については第四節で述べることにする。

No.三は嶋田内膳充北条(佐野)氏忠の発給文書一点のみである。本文書は嶋田氏が山内上杉氏に属し、羽生木戸氏の被官となった武蔵在国時代から、羽生落城・木戸忠朝討死に後に下野国佐野に移って嶋田内膳が佐野氏の客将となり、佐野に知行地を得て、終には同地に土着する歴史のなかで、佐野嶋田氏としての記念すべきもので

あったと思われる、それゆえに本文書を単独で成巻させ、特別な存在としたのではないだろうか。「祀日向八幡宮千田宗記」では本文書を佐野昌綱の発給文書としており、そこに佐野土着に対する筆者嶋田徳遠の認識がうかがわれよう。No.五は寛永〇万治年間の一〇点の文書の後に、すなわち巻末に元龜四年(一五七三)の吉清起請文が成巻されている。この起請文は成巻されたときにすでに保存状態が悪かったとみえ、袖及び端の天地が破損して失われており、また料紙の表面が擦れているため二〜四行目は読みにくいところが多い。保存状態が悪いこと、嶋田家にとって吉清なる人物が不明で文書の意味が理解しにくかったことなどが近世文書と併せて、しかも紙表装の粗末な巻子の巻末に成巻させる原因となったのであろうか。この起請文にみえる地名、神社名は羽生城近辺のものであり、その意味では本来はNo.一の木戸忠朝発給文書三点と一体のものであったといえよう。なお、No.五には吉清起請文の前に

「天正十〇年丙戌三月十四日書之

于時江田四郎左衛門尉殿へ正本懇望致之候

嶋田内匠助」

という識語ともいえるべき記載がある料紙(縦二七・五cm、横一三・四cm)が貼り込まれている(文書目録未載)。この記載からは嶋田内匠助が写したものについてわからないが、料紙は文書の包紙であろうか。

近世文書は地方文書が元和四年(一六一八)正月の「下野国佐野

庄安藤郡田嶋郷水帳」五冊（No.四）を初出として、成巻されている寛永二十一年（一六四四）〜万治三年（一六六〇）の年貢請取等の文書（No.五―一〇）一〇点、寛文四年（一六六四）〜五年の「下野国佐野庄田嶋村田方（検地帳）」など二冊の検地帳（No.六―一四）がまとまっており、いずれも古河藩領時代のものである。元和・寛文の検地帳は代々田嶋村の名主として嶋田氏が伝えていることが「祀日向八幡宮千田宗記」（No.二九）に記載されている。以後、寛延四年（一七五二）八月の「道筋改方附帳」（No.一六）まで約九〇年間の文書はほとんどなく、また寛延四年以降では寛政十年（一七九八）の「田方御年貢米納書抜帳」（No.三八）が下限である。No.二九の「祀日向八幡宮千田宗記」は明和五年（一七六八）に嶋田嘉兵右衛門徳遠が記したもので、嶋田家の由緒書にあたるものである。幕末の文書は伝わらない。これら近世の地方文書は残存形態が時代的に限定されているだけではなく、内容的にも偏りがみられ、若干の支配関係（No.三四〜三六）・家関係（No.二八・二九）を除くと、土地・貢租関係が主であり、田嶋村の村況、村政などの文書は伝わっていない。地方文書以外では、下野宇都宮藩主戸田因幡守忠寛をはじめとする近世中期の幕閣等の書状群（No.三九〜五一）一八点があり、日光東照宮別当大楽院充のものが多し。元禄年間に田嶋村は五給村となり、嶋田家は旗本堀氏知行地の名主となったことが「祀日向八幡宮千田宗記」にみえるが、No.五二・五五の堀帯刀書状はその関わりで嶋田家に伝来したものであるか。そのほかの書状について、嶋田家に入った

栃木県佐野市所在「嶋田家文書」について

経緯は不明である。

なお、表一の目録外の史料には、

・「嶋田家先祖書」（寛政己酉六月、掛幅装）

・「嶋田徳遠母登与略記」（墓誌、明和二乙酉歲秋八月日、掛幅装、

目録No.二八「島田登与墓碑銘文」と同文）

・「嶋田徳遠画像」（掛幅装、等周画、賛あり、縦四二・八cm、横五

三・八cm）、

・「日向八幡宮神号」（掛幅装、「日向八幡宮」の墨書及び八幡神像

と「武州忍領日向郷正八幡宮」の墨刷）

・笈（桐製、蓋裏墨書名「島田玖左衛門忠善（花押）」があり、引出

しに「揚心流寛悟巻」（柔術書）ほか数本の卷子が収納されてい

る。武州幡羅郡日向村八幡宮別当山派修験三学院（現妻沼町）

より将来されたものと伝える）

・嶋田内膳夫妻位牌（内膳は佐野嶋田氏初代）

などがある。

嶋田家文書の成巻された文書は前述の漆塗の箱に、それ以外の近世文書は一点ずつ文書袋に入れられ、ダンボール製の文書箱にそれぞれ収納されている。これらの文書は調査後、一括して佐野市郷土博物館に寄託された。

表1 嶋田勇家文書目録

資料番号	書名(内容)	年代	形態	数量	備考
1-1	羽生城主木戸忠朝判物(嶋田縫殿助宛)	永禄6年12月	状	1	31.3×45
1-2	古河公方足利政氏判物( )	年欠9月	〃	1	21.2×40
1-3	古河公方足利高基判物( )	〃10月	〃	1	16.9×22.8
1-4	羽生城主木戸忠朝判物(嶋田山城守宛)	〃4月	〃	1	22.7×45
1-5	元服之事(嶋田助十郎宛)	天正2年3月	〃	1	31.3×41.4
2-1	関東管領上杉顕定(可諄)判物(長井左衛門大夫宛)	年欠正月	〃	1	21.8×51
2-2	前安芸守憲信判物(長井殿宛)	〃7月	〃	1	16.6×39
3	北条(佐野)氏忠印判状(嶋田内膳宛)	天正15年11月	〃	1	35×46
4	下野国佐野庄安藤郡田嶋郷(御縄打)水帳	元和4年正月	冊	5	
5-1	申ノ年之御物成之内米請取覚	寛永21年12月	状	1	奥野伝右衛門
5-2	亥ノぬかワラ御請取申事	正保4年11月	〃	1	本郷政右衛門
5-3	戌亥ノ両年粉味噌之代之六月請取之事	慶安元年6月	〃	1	
5-4	子之年田方御検見之目録 田嶋村	慶安元年11月	〃	1	石野半右衛門
5-5	辰之年田方御検見帳之写	慶安5年10月	〃	1	鈴木七大夫→田嶋村名主
5-6	田島・赤坂御蔵に入置米俵書上	承応2年11月	〃	1	田嶋村→岩瀬長左衛門
5-7	申ノ御物成米請取之事	明暦2年12月	〃	1	長尾但馬内吉田左右衛門
5-8	酉之年田方御検見帳之写	明暦3年12月	〃	1	吉田金大夫→田嶋村
5-9	預ケ石代金之事	万治3年11月	〃	1	〃
5-10	子ノ畑方御年貢御取覚	年欠12月	〃	1	
5-11	誓詞之事(吉清)	元龜4年8月	〃	1	
6	下野国安蘇郡佐野庄田嶋村田方(検地帳)	寛文4年9月	冊	2	
7	下野国安蘇郡佐野庄田嶋村田方( )	〃	〃	1	
8	下野国安蘇郡佐野庄田嶋村田方(式冊之内壹)(写)	〃	横冊	1	宝暦6年6月嶋田嘉兵衛改
9	〃(式冊之内二)(写)	〃	〃	1	〃
10	下野国安蘇郡佐野庄田嶋郷田方(検地帳)(写)	寛文5年カ	冊	2	
11	下野国安蘇郡佐野庄田嶋郷畑方屋敷(検地帳)(写)	寛文5年2月	〃	1	
12	〃(検地帳)	〃8月	冊	1	
13	下野国安蘇郡佐野庄田嶋村畑方(検地帳)	〃	〃	1	
14	下野国安蘇郡佐野庄田嶋村畑方(写)	〃	横冊	1	
15	古河附水帳之写 田畑屋敷共	年欠	冊	1	
16	道筋改方附帳(田嶋村)	寛延4年8月	横冊	1	
17	大豆・夫米割付元帳(田嶋村)	宝暦6年12月	〃	1	
18	畑方御年貢割付帳( )	〃	〃	1	
19	田畑名寄水帳(田嶋村)	〃	〃	2	
20	高反別割帳( )	〃	〃	1	
21	畑方御年貢割付帳(田嶋村)	〃	〃	1	
22	田畑名寄帳 田嶋村(部分)	〃	冊	1	名主惣太郎
23	糯米割付帳(田嶋村)	宝暦7年正月	横冊	1	
24	年々検見帳下書(田嶋村)	〃	〃	1	

栃木県佐野市所在「嶋田家文書」について

資料番号	書名(内容)	年代	形態	数量	備考
25	田畑割目録大豆代永割返(田嶋村)	宝暦7年正月	横冊	1	
26	口上覚(本屋敷を買渡しの事)	宝暦10年正月	状	1	嶋田九兵衛→嶋田嘉兵衛
27	田方元米書出帳(田嶋村)	宝暦13年11月	横冊	1	
28	島田登与(とよ)墓碑銘文	明和2年8月	折本	1	
29	祀日向八幡宮千田宗記	明和5年8月	冊	1	
30	田畑名寄帳 田嶋村(北組三冊内一・二・三)写	明和8年2月	〃	3	名主惣太郎
31	〃 (〃 二・三)	〃	〃	2	〃
32	田畑譲渡ニ付書替願一札 安蘇郡田嶋村	〃	〃	1	
33	八幡宮拝殿造営勸進帳	安永8年	〃	1	
34	下知書(扱なき入用につき先納金受取の事)	安永10年3月	状	1	
35	下知状(先納金申付の事)(部分)	天明元年3月	〃	1	内藤・永野→田嶋村
36	下知(先納金申付書)	寛政4年正月	状	1	
37	売渡申蔵米之事(枕崎村収納米売渡代金請取証)	〃 12月	〃	1	
38	田方御年貢米納書抜帳(嶋田玖左衛門)	寛政10年正月	横冊	1	
39	戸田因幡守忠寛書簡(新年あいさつ状)	年欠	〃	1	大楽院宛
40	本(多)中務大輔忠良 } 松(平)伊豆守信祝 } 書簡(〃) 松(平)左近将監乘邑 }	〃	〃	1	
41	本多紀伊守正珍書簡(〃)	〃	〃	1	泉元儀左衛門宛
42	大久保加賀守忠由書簡 (霊屋へ茶・菓子献上申入)	〃	〃	1	大楽院宛
43	本多伯耆守正珍書簡(新年あいさつ状)	〃	〃	1	〃
44	堀田相模守正順書簡(銀子献上申入の事)	〃	〃	1	
45	酒井雅楽頭忠恭書簡(新年のあいさつ状)	〃	〃	1	大楽院宛
46	土岐美濃守定経書簡 (霊屋之御茶・椎茸一箱献上申入)	〃	〃	1	〃
47	黒田大和守直純書簡(新年のあいさつ状)	〃	〃	1	〃
48	中條大和守書簡(霊屋法事滞りなく終了のお礼)	〃	〃	1	
49	久(世)出雲守広明書簡 (初瀬小池坊権僧正御山御宮参詣の件)	〃 2月	〃	1	大楽院宛
50	松平摂津守忠恒書簡 (祈禱のお礼守贈下などへの礼状)	〃	〃	1	〃
51	松平伊豆守信復書簡(あいさつ状)	〃 3月	〃	1	泉本儀左衛門宛
52	堀帯刀書簡(安田・嶋田への帰府申付の事)	〃 5月	〃	1	
53	松(平)土佐守豊雍書簡(暑中見舞)	〃 8月	〃	1	村田長庵宛
54	板倉佐渡守勝清 } 本多伊予守忠統 } 書簡(利根姫安産祝) 西尾隠岐守忠直 }	〃 9月	〃	1	
55	堀帯刀書簡(近辺類焼に付屋敷替の事など)	〃 10月	〃	1	嶋田文平宛
56	井上河内守利容書簡(来訪の礼状)	〃 11月	〃	1	泉本儀左衛門宛
57	下野九郡里方案内	〃	〃	1	87×146木版刷
58	赤坂村倉絵図	〃	〃	1	91×132名主次郎右衛門

註(1) 本目録は佐野市郷土博物館提供のもので、原則としてその記載を尊重して掲載させていただいた。  
 (2) 本文での引用に際して、整理番号は本目録に従ったが、中世文書については本文と文書名やデータに相違がある。

### 三、嶋田家文書の中世文書

以上、述べたように嶋田家文書には十五、十六世紀の中世文書が九点現存する。本節ではそれらの文書を発給者、発給年代を勘案し、(一)山内上杉氏の文書、(二)古河公方足利氏の文書、(三)羽生城主木戸忠朝等の文書、(四)佐野城主北条氏忠の文書に分け、それぞれの文書写真及び文書の翻刻を掲出し、次いで簡単な解説を付した。

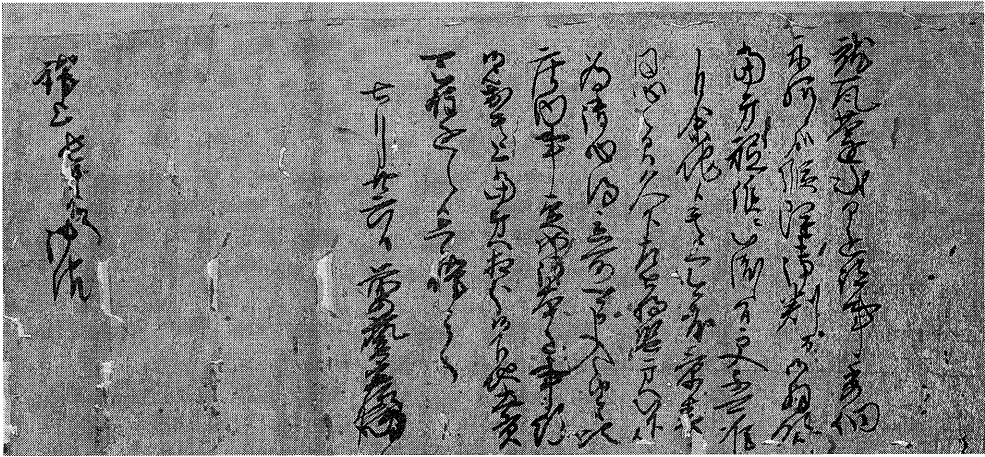
#### (一) 山内上杉氏の文書

①矢野憲信書状(No二一二)は嶋田家文書中最古の文書である。これは二つの内容をもち、ひとつは尾菌式部進<sup>(2)</sup>がその没収された所領を長井氏<sup>(3)</sup>を仲介として回復を求めたのであろう。しかし、矢野憲信はその旧領は山内上杉氏祗候の者に渡すこと、さらに尾菌式部進が長尾景春に同心したので、久下左近将監<sup>(4)</sup>に下されることになったということであり、もうひとつは長井氏の本貫地である長井庄内の所領問題(?)が本意のように処理されているか否かを問ひ、当方(矢野憲信のことか)へ分割した下地の土貢注進を依頼したものである。本書状が作成された時期は、「景春同心」とあるように、文明八年(一四七六)の長尾景春の乱以降のものである。当時、山内上杉氏の家宰は景春の弟で、惣社長尾氏を継いだ忠景であった。忠景は文明五年から明応年間まで家宰の職にあるとともに、武蔵守護代

でもあった。矢野憲信は忠景の宿老的な存在であり、忠景の奉行人であったと思われる<sup>(5)</sup>。その立場が、山内上杉氏の属將たる国人長井氏に対して、充所を「諱上長井殿御報」という丁寧な書状を作成させたのであろう。この書状で、矢野憲信の官途は前安芸守となつてゐるが、憲信の官途は少なくとも文明十一年八月までは安芸守を称している<sup>(6)</sup>ので、本文書の発給された時期の上限は文明十二年とみてよいと考える。

それでは、矢野憲信はいつから前安芸守を称するようになったか。矢野憲信発給文書が足利饒阿寺文書中に五点ある<sup>(7)</sup>。いずれも子院のひとつ浄土院に充てられたものである。その五点のうち四点が前安芸守の官途となつてゐる。饒阿寺には子院が十二あつて、それぞれ特定の干支の年に年行事職に就任していることが佐藤博信氏によつて明らかにされている<sup>(8)</sup>。それによると、浄土院の年行事職就任の干支は辰年であり、その年を文明十二年以降のそれに近い年に求める<sup>(9)</sup>と文明十六年と明応五年(一四九六)となる。すなわち、矢野憲信が前安芸守を称する年代の上限は文明十六年となる。しかし、佐藤氏の指摘されるように、干支のない文書を年行事職就任の干支から特定することには問題があると思われる。その意味で、嶋田家文書の矢野憲信書状は文明十二年以降のもので、その内容から長尾景春の乱に近い時期のものと考えておきたい。

②可諱上杉顯定書状(No二一一)は、新年の佳慶に際して、長井左衛門大夫が可諱に酒肴を贈つたことに対する返礼である。③足利



矢野憲信書状

① 矢野憲信書状 (No. 二二二)

就尾菌式部進跡事、委細

示給候哉、縦雖御判於御拜領候、

当方祇候、被渡候間、更不可准

自余地候、其上今度景春

同心候間、久下左近將監方へ被下候、

為御心得立所可申入之由候、次

庄内事、定如御本意事、行

候歟、於其上当方へ相分候下地・土貢、

可令註進候、恐々謹言、

七月廿六日 前安芸守憲信 (花押)

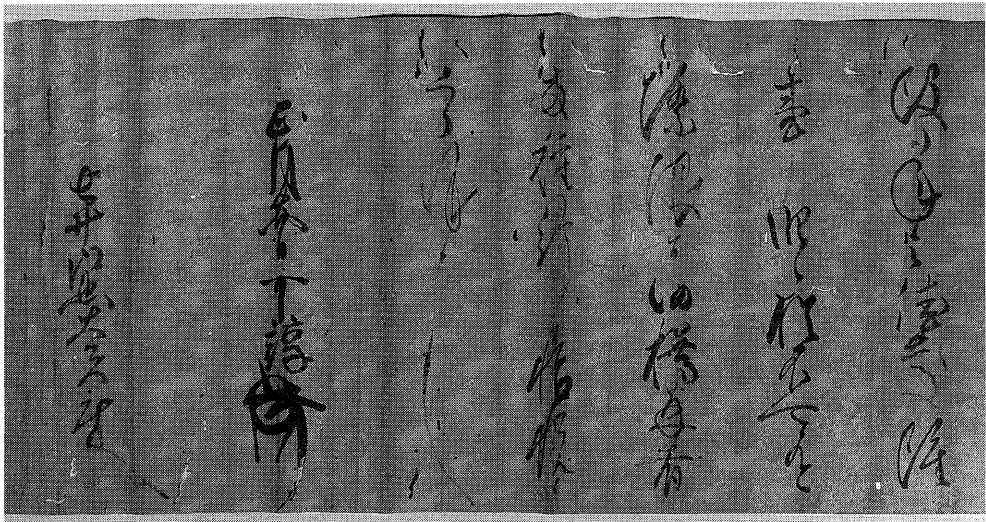
謹上長井殿御報

(寸法) 縦 一六・九 cm、横 三八・二 cm

(備考) 切紙、楮紙、虫損、奥に向かつて料紙の高さがすぼまり、

一六・一 cm、奥料紙軸木にかかる。卷三。





可諄上杉顯定書状

②可諄上杉顯定書状 (No. 二一一)

(端裏)

「(切封墨引)」

改年之佳慶雖

事旧候、猶不可有

際限候、仍樽并着

兩種給候、怡悦候、

恐々謹言、

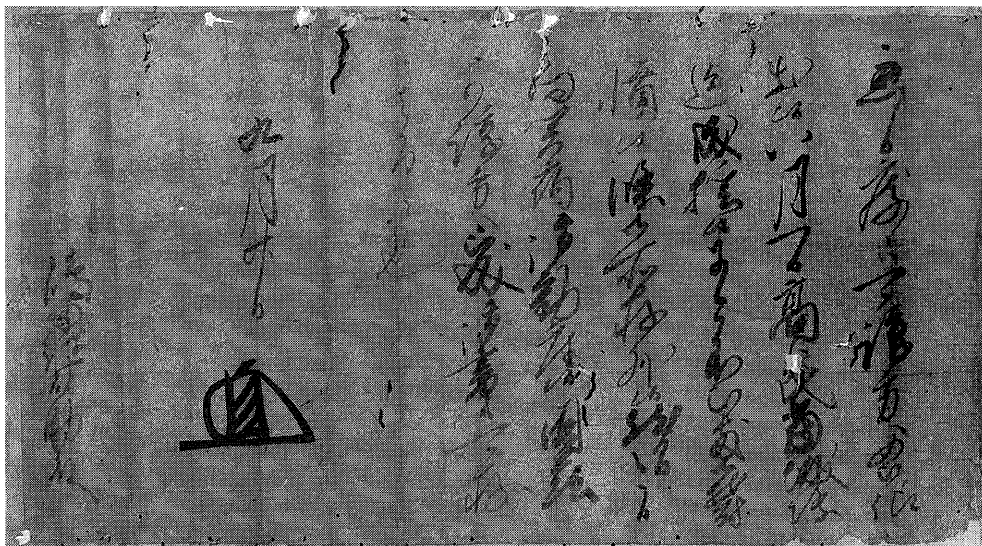
正月廿四日 可諄(花押)

長井左衛門大夫殿

(寸法) 縦 二一・七cm、横 五〇・七cm

(備考) 切紙、楮紙、紐欠、虫損、しみ、巻折れ、中央横に折跡、

卷三。



足利政氏書状

栃木県佐野市所在「嶋田家文書」について

③足利政氏書状 (No. 112)

兼日度々可諄方へ如被仰

出候、八月一日高氏当城際

迄成揺候、于今不被散御爵

憤候条、御所存外候、然間今日

向関宿御動座候、因茲

可諄方へ被成御書候、可存

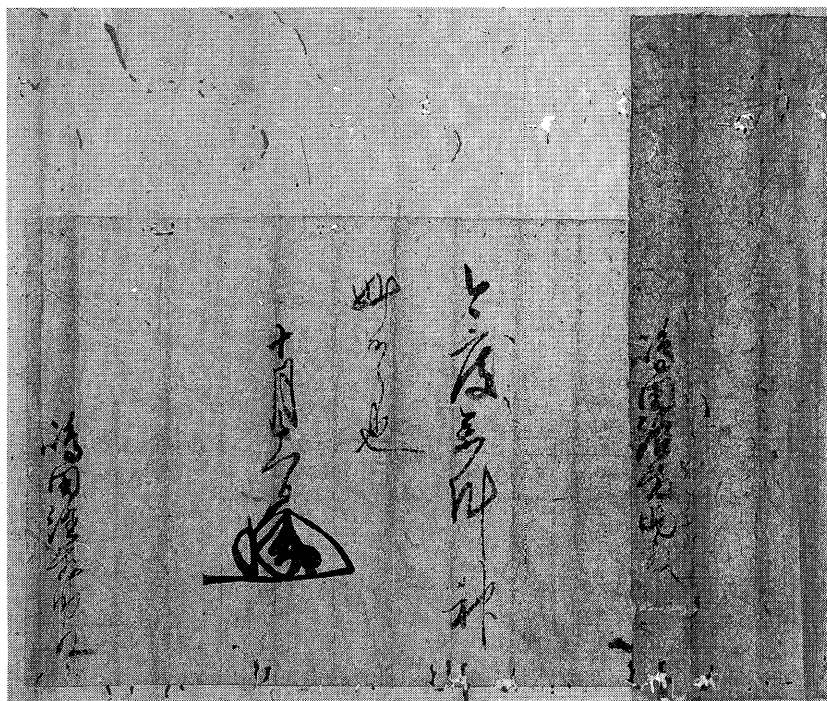
其旨候也、

九月廿日 (花押)

嶋田縫殿助殿

(寸法) 縦 二一・〇 cm、横 三九・八 cm

(備考) 切紙、楮紙、虫損、袖下部破損、卷二。



足利高基感状

④ 足利高基感状 (No. 113)

(封紙ウハ書)

「嶋田縫殿助殿」

(端裏)

「(切封墨引)」

今度参陣神

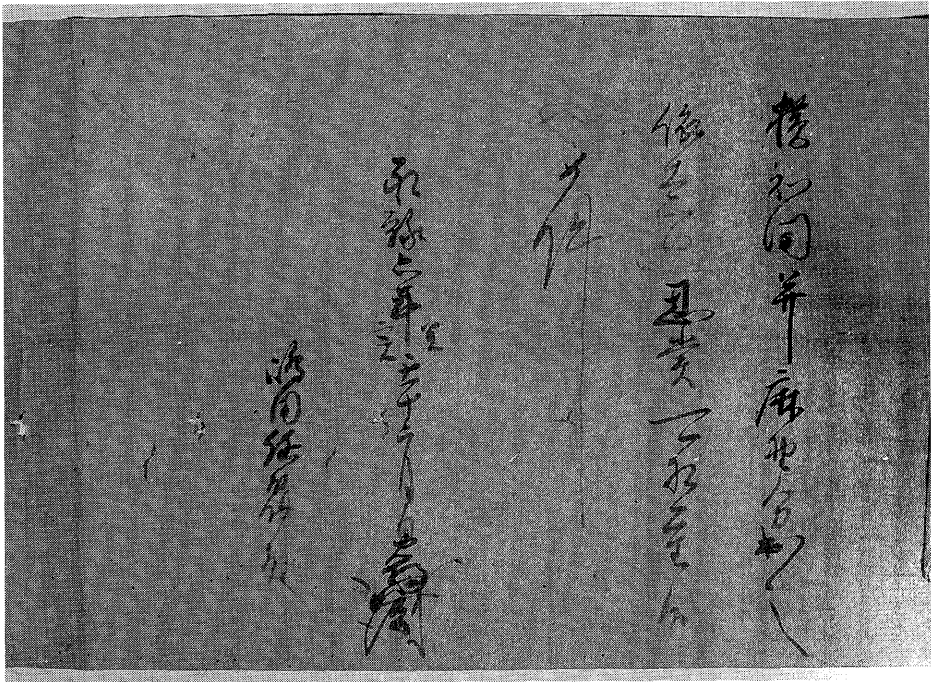
妙候也、

十月十一日 (花押)

嶋田縫殿助殿

(寸法) 本紙 縦 一七・〇 cm、横 二一・〇 cm、封紙 縦 二五・〇 cm、横 八・三 cm

(備考) 切紙、楮紙、封紙共紙、紐欠、虫損、卷二。



木戸忠朝判物

⑤木戸忠朝判物 (No. 111)  
 横和田并麻野分出之、  
 依走廻恩賞可相重候  
 也、如件、

永禄六年 癸亥 十二月日 忠朝 (花押)

嶋田縫殿助殿

(寸法) 縦 三一・四cm、横 四五・三cm  
 (備考) 堅紙、楮紙、虫損、卷一。



吉清起請文

⑥吉清起請文 (No.五—一一)

誓詞之事

ぬいの助処にもなを〔可申候〕間

候、然ハいつかたよりも此御事あらハレ

申間敷候、其為ニ誓詞をもつて申上候、

一 上梵天・帝尺・四大天王、下弥陀□

弥陀、惣て日本国中大小神祇・熊三所権

現・伊豆箱根両大権現、別て当国当庄

天鎮守・鷲大明神・小松大権現・長良大明神・

八幡大菩薩之御罰を可蒙候、如件、

元龜四年西八月七日 吉清

(寸法) 縦 二四・六cm、横 二九・四cm

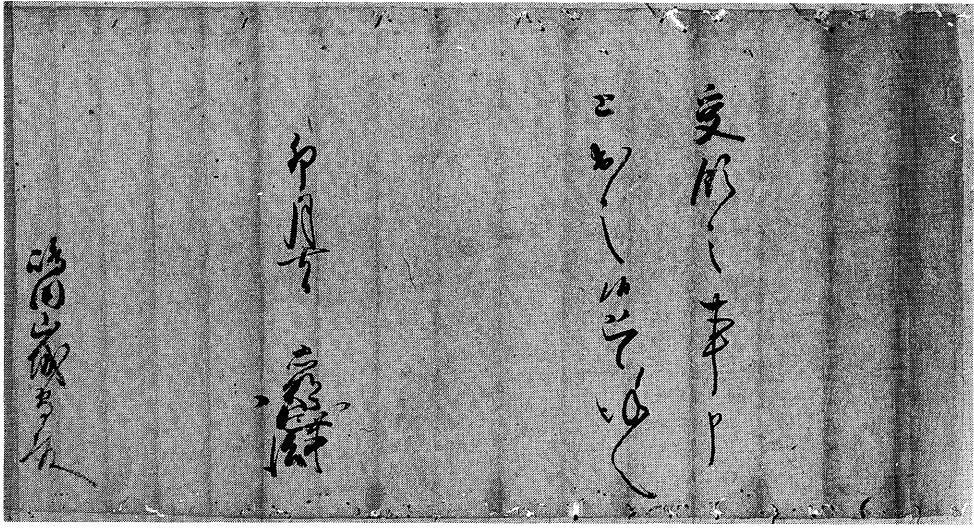
(備考) 堅紙、楮紙、表版刻那智滝牛玉宝印、袖・端天地破損、一行目擦れ・摩滅、横中央に折跡、巻四。本文書の前の料紙に

「天正十六年丙戌三月十四日書之

于時江田四郎左衛門尉殿へ正本懇望致之候

嶋田内匠助」

とある。縦 二七・五cm、横 一三・四cm。文書目録(表1) 未載。文書の包紙か。



木戸忠朝官途拳状

⑦木戸忠朝官途拳状 (No. 114)

受領之事申

上出之候、恐々謹言、

卯月七日 忠朝 (花押)

嶋田山城守殿

(寸法) 縦 二二・六cm、横 四五・三cm

(備考) 切紙、楮紙、卷二。





木戸忠朝加冠状

⑧木戸忠朝加冠状 (No. 一―五)

元服之事

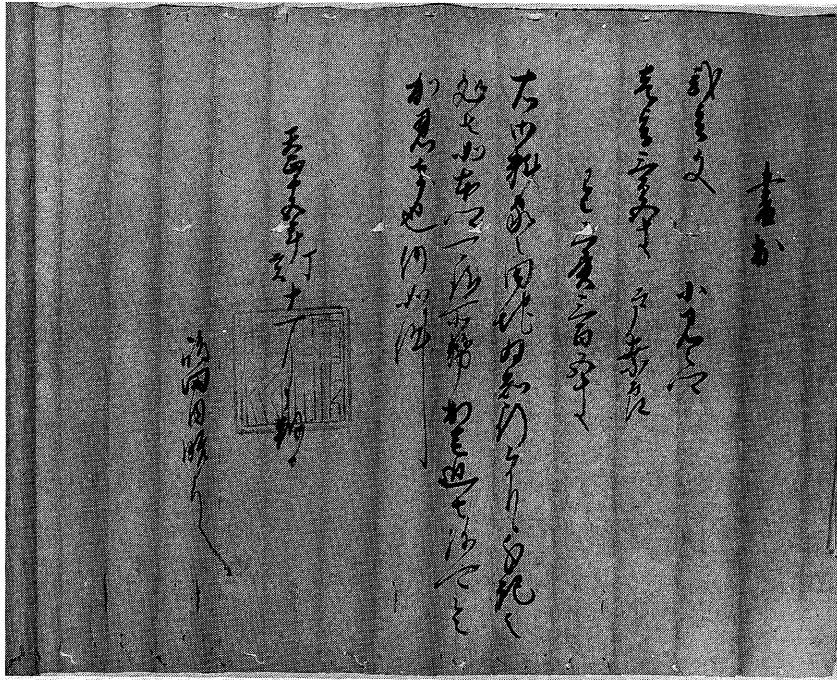
天正仁年戌三月七日

忠

嶋田助十郎殿

(寸法) 縦 三一・四cm、横 四一・二cm

(備考) 折紙、楮紙、虫損、卷二。



北条氏忠朱印状

⑨北条氏忠朱印状 (No. 三)

書出

式貫文 小見之郷

壹貫三百五十文 戸奈良

已上三貫三百五十文

右、御料家之田地、為知行被下候、分配之  
 処者如本郷可致所務、於走廻者弥可令  
 加恩者也、仍如件、

(朱印、印文「樓蘭」)

天正十五年丁亥十一月朔日

嶋田内膳殿

(寸法) 縦 三四・九cm、横 四五・九cm

(備考) 豎紙、楮紙、朱印(方郭) 縦・横共六・四cm、虫損、卷折  
 れ、横中央に折跡、料紙輿軸木にかかる。卷一。



政氏書状 (No. 1—2) の検討でみるように、関東管領上杉顕定が出家して法名可諱を称する時期が、永正四年八月〜同七年六月のことであるから、本文書は永正五〜七年のものといふことができよう。本文書は内容、筆跡、花押、料紙とも問題はないと考える。<sup>(10)</sup>

(二) 古河公方足利氏の文書

③ 足利政氏書状 (No. 1—2) は、嶋田家文書中、嶋田氏に充てられた最も古い文書であるが、また、古河公方家、すなわち政氏―高氏 (後の高基) 父子の抗争に関わる内容を持ち、従来あまり知られていなかった抗争の一面面を伝える好史料である。内容は、八月一日に高氏が当城際 (古河城であろう) まで攻めてきたこと、政氏はその鬱憤を散ぜられぬままになつていたこと、そして政氏自身が今日九月廿日に関宿へ動座 (攻撃) すること、これらにつき、可諱には御書をもつて伝えてあるので、嶋田縫殿助においても承知しておくようにというものである。この政氏書状から、公方―管領体制下、政氏は高氏との抗争の状況を、上杉氏の属将に至るまでその動向を伝えていたことがわかる。

ところで、政氏と高氏 (高基) の抗争は永正三年 (一五〇六) 四月二十三日に高氏の宇都宮移座に始まり、同九年六月、政氏の古河退去・小山移座、七月、高基の関宿より古河帰座で終わる。この両者の足掛け七年にわたる抗争は、永正六〜七年の一時的な和睦を境

に、二次に分けて把えるのが通説である。しかし、佐藤博信氏は最近の論文でその抗争の研究をより深化させ、一〜三次に分けてその展開と意義を把え直されている。<sup>(11)</sup> それによると、第一次抗争は永正三年四月の高氏の宇都宮移座〜同四年八月以降の高氏の古河帰座、第二次抗争は同五年〜同六年六月、第三次抗争は同七年六月〜同九年六月と、展開を分けられている。ここでは両者の抗争の諸段階の歴史的意義はさておき、A 上杉顕定が法名可諱を称した時期、B 高氏の高基へ改名時期、これらを検討して嶋田家文書の政氏書状の発給年代を推定してみたい。

まず A の上杉顕定の法名可諱を称した時期について、永正五年と推定される色部文書二月十九日付色部昌長充可諱書状<sup>(12)</sup> 上、顕定が越後で戦死する直前に出した「歴代古案」所収同七年六月十二日付長尾景長充可諱書状<sup>(13)</sup> が下限である。ところで、「喜連川家文書案」所収八月三日付四郎充足利高氏契状<sup>(14)</sup> 写は高氏が父政氏との和睦を「四郎」に依頼したものであるが、佐藤氏はこの「四郎」を上杉顕定 (四郎) は山内上杉氏家督の仮名」とし、この高氏契状<sup>(14)</sup> 写を永正四年に比定し、さらに第一次抗争の終息を物語るものと位置付けている。<sup>(15)</sup> 以上、顕定は永正四年八月三日段階では法名可諱を名乗っていないことになるが、同月に顕定の弟で越後守護上杉房能が戦死していること、政氏―高氏の和睦が八月以降にあったことを考えると、八月段階で出家した可能性はあると思われる。<sup>(17)</sup>

次に B の高氏が高基に改名した時期についてみよう。「喜連川判鑑」

には永正六年六月二十三日、高氏が政氏と和睦して宇都宮より古河へ還座、高基と改めたという記載がある。これについて、佐藤氏は『喜連川判鑑』の記載は第一次抗争終焉の永正四年八月「宇都宮からの還座」と、第二次抗争終焉の永正六年六月二十三日、和睦、高基改名の事実が合体したものとされる。<sup>(19)</sup>このことから、高基改名の時期は通説通り、永正六年六月ということができよう。

以上、顕定の可諱を称した時期と高氏改め高基となった時期をみると、永正四年八月以降同六年六月以前となる。そして、③政氏書状は九月廿日の日付となっているので永正六年は条件に合わないため、対象となる年は永正四年か五年ということになる。それではまず永正四年とみると、③の書状は八月一日に高氏は古河攻撃、一方政氏は九月に関宿を攻撃せんとしていて、和睦の進展に逆行する不自然な内容となってしまう。また、③の書状では高氏は関宿城を拠点ともしていたように考えられ、宇都宮を拠点としていたという『喜連川判鑑』の記載と合致しない。となると、③の文書は永正五年とするのが妥当となる。前年の和睦後、政氏―高氏の「両上様」制が永正五年のある時期まで維持されていたことが指摘されているが、佐藤氏はその破綻の時期を明らかにされていない。③の文書こそその第二次抗争の勃発を伝える文書と考えられるのではないだろうか。つまり、高氏は永正五年の夏から秋にかけてのある時期に古河を離れて関宿に入城し、古河へ軍事行動を起こしたのであろう。関宿は築田氏の居城であるが、高氏は永正七年六月という通説より

栃木県佐野市所在「嶋田家文書」について

も早い時期に築田高助と連携して、新たな政治勢力を作り上げようとしたのではないか。政氏の花押からも本文書は永正五年ころとみることができそうである。

④足利高基感状(No. 113)は嶋田縫殿助の今度の参陣を賞したものである。内容がきわめて簡単なために発給年代を推定がむずかしい。しかし、高基の花押から、高基が山内上杉憲房と新しい公方―管領体制を構築して、房総の小弓公方足利義明との対決を開始した永正十六年から大永・享祿年間にかけてのものと思われる。とすると、嶋田縫殿助は公方―管領体制を支える管領家の属将として、古河城防備、あるいは房総への出陣などがあつたのではないだろうか。

### (三) 羽生城主木戸忠朝等の文書

⑤木戸忠朝判物は永祿六年(一五六三)閏十二月に太田金山城攻撃に動いた北条・武田連合軍が利根川を渡って上野国へ進出したが、その際に嶋田縫殿助の戦功に対して木戸忠朝が知行地を与えたものと推定される。なお、これまでの説では忠朝が家督を継いで河田谷姓から木戸姓となるのは、その初見文書から永祿七〇八年頃とされてきたが、この前年六月に出されたと思われる忠朝の林平右衛門宛て書状には、その署名に「河田谷右衛門大夫」の官途名があるのに対して、本文書には官途名が見えず、この後の忠朝発給文書には「木

戸伊豆守」の官途名が入ってくるので、本文書は官途名のない忠朝文書ということになり、この時点で忠朝が木戸姓を名乗っていた可能性も否定できない。

次に、内容は知行宛行状であるが、忠朝の羽生領支配に関する文書はこれまで一点も確認されておらず、本文書がその初見となる。

なお、「横和田」は「ヨカダ」と読み、現羽生市下岩瀬に比定される。<sup>(2)</sup>

嶋田氏は嶋田家の由緒書である「千田宗記」<sup>(2)</sup>から武州幡羅郡日向城主（現妻沼町日向）であったことがわかる。なお、日向城についての詳細は不明であるが、福川が旧日向村周辺で大きく蛇行する自然堤防上に位置した城郭と推定される。なお、『新編武蔵風土記稿』日向村八幡社の項には、天喜五年（一〇五七）に島田大五郎道竿が源頼義の命によって当地の大蛇退治を行い、併せて利根川までの堀（道竿堀）を開削した旨や、文和元年（一三五二）に当地で島田山城守と長井大膳大夫との合戦があり、島田備前守が上州岡山城へ退去したことが記されており当地と嶋田氏の関係が窺えるが、注目すべきはその後に「永祿四年上杉謙信、小田原発向之時、島田山城守又當村に遷、新田を寄附ス」とあり、島田氏が一時本拠地から離れたものの上杉謙信の関東出向を契機に再び、旧領に復したことを伝えている。史料的には問題のある記事だが、南北朝時代から一貫して山内上杉氏についている嶋田氏の立場を考えるうえで踏まえておきたい点である。

また、軍事的にみても、この年の成田氏の謙信離反および、翌年の忠朝の皿尾入城は、成田氏と木戸氏の対立というこの地域における新たな政治情勢を生むこととなった。政治的情勢からみて嶋田氏の木戸氏服属はこの時であったと推定され、その背景には上杉謙信の意図が少なからず存在したのではないかと思われる。なお、嶋田氏の木戸氏服属は日向城の位置からしても木戸氏の皿尾城を背後から援護するとともに、成田氏を牽制する効果も十分にあったとみてよいだろう。

次に、⑥の吉清起請文についてみてみたい。起請文の発給者吉清については詳細は不明であるが、本文中に「ぬいの助處にも……」とあることから、島田氏かこれに近い人物と推定される。また、宛所については後半罰文中に「当国当庄天鎮守驚大明神・小松権現・長良大明神……」とあることから、太田庄の鎮守である驚宮神社・および羽生領内に位置する小松神社を天罰の対象としていることから木戸氏と推定されよう。なお、元龜四年（一五七三）という政治情勢については、この前々年の元龜二年（一五七一）冬に越相同盟が破棄され、再び羽生城周辺が後北条・上杉両氏の抗争の場となつていくことから緊迫した状況下となり、さらに元龜四年になると北条氏政は度々羽生・深谷方面へ進出、同年四月には深谷の上杉氏盛が上杉方から後北条方に転属するといった最悪の事態も生じた。この間、羽生城では木戸忠朝・重朝父子と菅原為繁（広田直繁の子、直繁は元龜二年に館林城にて横死）による奮戦が続いていた。特に、

この八月には北条氏政が羽生・忍間の小松（現羽生市小松）に在陣中であつたことが知られ、<sup>(25)</sup> こうした状況下で忠朝は、島田氏ら關係諸將に対して自分への忠誠心を起請文という形にて再確認させたものと考えられる。同年発給のものと思われる、極月廿五日付の玉井豊前守宛て上杉謙信書状中に「則正月五ヶ日之内ニ、雪おわらせ可越山迄候、氣付候様ニ可思候、其支証者、當国年寄共ニ、何も為誓詞、以下之者ニも神水お為飲、如何ニも堅申付候、是ニ不審有間數候」とあり、羽生援軍を送るにあつて越後の諸將から起請文をとり一味神水を行つたことが窺えるが、援軍を待ち望む羽生側でも同様に意思の結束を計るため、起請文をとつたものとも考えられる。

最後に、⑦木戸忠朝官途挙状・⑧木戸忠朝加冠状についてみてみたい。まず⑦文書は、その花押が⑧文書と同型であることから天正二年（一五七四）四月の忠朝による官途挙状とみてよいだろう。官途を願つたのは、おそらく縫殿助であり、縫殿助は、山城守を名乗ることにより、先の『新記』記載事項にみた南北朝期以前の島田氏の官途名を継承することとなつたのである。なお、この官途挙状については、忠朝自身も永禄十二年（一五六九）の越相同盟成立後に自らの名字と官途名の変更（河田谷↓木戸・伊豆守↓三河守）を古河公方足利義氏に進上し、これを認められている。<sup>(27)</sup>

⑧文書は忠朝が島田助十郎の元服に際して自らの「忠」の一字を与えた一字書出状である。助十郎は、山城守縫殿助の子と考えられ、島田氏が木戸氏より一字を与えられたことにより、この時点で

両氏の關係は鳥帽子親子の關係となり、一層強固になつたものと思われ。<sup>(28)</sup> なお、⑦・⑧文書が発給されたのは天正二年（一五七四）であるが、この前年からの北条氏政による羽生領進出は、上杉謙信の関東出陣の遅延もあつて、羽生城の忠朝らにとつてまさに危機感を感じさせる程度にまで高まつていた。事実、同年正月に忠朝は羽生正覚院に対して、羽生城の安全を祈願しており、成就の上は千足（錢十貫文）の寺領を寄進することを盟約している。<sup>(29)</sup> このような状況下において成立した島田氏と木戸氏の鳥帽子親子關係は木戸氏家臣団の中における島田氏の位置が重臣クラスに位置していたことを思わせる。

なお、その後羽生城は、この年の秋に落城するが、嶋田氏のその後の動向については、「千田宗記」によれば山城守の子「内匠之助」が家督を継いだが、領民との対立から佐野昌綱の客将として佐野へ移つたとあるが、詳細は不明である。

#### (四) 佐野城主北条氏忠の文書

⑨北条氏忠朱印状は、天正十五年（一五八七）十一月朔日付けで佐野城主北条氏忠より島田内膳に宛てられたものである。北条氏忠は、「北条系図」<sup>(30)</sup> によれば氏康の子で、氏政・氏照・氏邦・氏規の弟、氏秀・氏堯の兄であり、天文十六・七（一五四六・四七）年頃の生れであるといわれるが、近年、氏忠は氏堯の子で後に氏康の養

子になったのではないかとの説もある。<sup>(31)</sup> また、氏忠は、天正十年段階で足柄城周辺と係わりがあったことが知られ、<sup>(32)</sup> 天正十年六月の本能寺の変後には相模新城から甲斐郡内へ出陣したとされる。<sup>(33)</sup> その後、同十三年（一五八五）正月一日、下野佐野城主の佐野宗綱が戦没すると、氏忠は佐野氏を継承、天正十八年（一五九〇）の小田原落城まで佐野支配を行うこととなる。島田家文書中の氏忠文書はこの時期に発給された文書である。

そこで、その前後関係を知るために氏忠の佐野支配に関する発給文書を上げたのが次の表である。

以上、三〇点の氏忠発給文書のうち、嶋田家文書はNo.7の文書と同日付の文書となり、原文書が存在する中では氏忠朱印状の初見となる。なお、内容的には嶋田内膳に対して小見之郷（現栃木県安蘇郡田沼町小見）・戸奈良郷（同町戸奈良）合わせて三貫三百五十文を知行地として与えたものである。氏忠全体の支配からみると、この天正十五年六月十一日に佐野氏の菩提寺である本光寺の寺を安堵したことを皮切りに氏忠が佐野氏を継承後、領内の支配を開始した時期にあたる。なお、嶋田家文書にみえる「小見之郷」・「戸奈良」は文中にも「右御料家之田地」とあるように、元来佐野氏の本領地であり、<sup>(34)</sup> 先の安堵状でも本光寺領として氏忠より安堵されている。このことから、この時期に氏忠は佐野氏本領地を佐野氏旧臣に分与することで領内の再編成を行っていたことが窺える。なお、ここで嶋田氏の佐野来客とその後の動向についても少し検討しておきたい。

表2 北条氏忠佐野支配関係文書一覽（「田沼町史」通史編より作成）

No.	年	月	日	形態	宛所	内容
30	(年未詳)	10	21	朱印状	高瀬紀伊守	城普
29	(年未詳)	8	27	朱印状	福地帯刀	初鷹調達
28	(年未詳)	6	16	朱印状	高瀬紀伊守	鉄砲手伝
27	(年未詳)	6	7	朱印状	高瀬紀伊守	城普
26	(年未詳)	5	12	朱印状	高瀬紀伊守	着普請
25	(年未詳)	2	13	朱印状	高瀬紀伊守	根古谷普請
24	(年未詳)	1	10	朱印状	高瀬紀伊守	知行書立
23	(年未詳)	1	17	朱印状	高瀬紀伊守	陣觸
22	(天正18)	1	10	朱印状	高瀬紀伊守	陣觸
21	(天正18)	1	2	朱印状	高瀬紀伊守	陣觸
20	(天正17)	12	16	朱印状	安倍・金井	御蔵出
19	(天正17)	10	15	朱印状	安倍・金井	御蔵出
18	(天正17)	10	14	朱印状	小曾戸丹後守	年出
17	(天正17)	5	4	朱印状	高瀬紀伊守	佐野領内敷保護
16	(天正17)	2	13	朱印状	高瀬紀伊守	着到
15	天正16	12	20	判物写	高瀬紀伊守	着到
14	天正16	12	20	朱印状	小曾戸丹後守	尻内郷代官任命
13	(天正16)	11	10	朱印状	小曾戸丹後守	陣觸
12	(天正16)	3	26	書状	福地帯刀	陣觸
11	(天正16)	3	26	朱印状	小曾戸丹後守	着到
10	(天正16)	3	16	朱印状	高瀬紀伊守	永樂
9	(天正16)	1	17	朱印状	高瀬紀伊守	出
8	(天正16)	1	17	朱印状	高瀬紀伊守	出
7	天正15	11	朔	朱印状	安倍・金井	屋敷
6	天正15	11	28	朱印状	福地・三津	寺領
5	天正15	6	11	判物	本光寺衣鉢	安堵
4	天正14	11	10	判物	落合図書	”
3	天正14	11	10	判物	大蘆雅楽助	”
2	(天正14)	8	10	書状	落合図書	”
1	(天正14)	8	10	書状	大蘆雅楽助	証人差出

嶋田氏は、先の氏忠朱印状一点にみえるのみで、これ以外には管見の限り佐野氏関係の文書には見られない。従つて、嶋田氏と佐野氏がいつから主従関係を結んだかは明らかではないが、先の「千田宗記」によれば、嶋田山城守の子内匠助（助十郎）の時に佐野昌綱より客将として招かれ、始め植野村を知行し、後に田島村に移りここを本拠地としたとしている。嶋田家文書の最後は天正二年（一五七四）であることから、少なくともこの年閏十一月の羽生落城までは日向城周辺に嶋田氏がいたであろうことが予測され、佐野への移動時期は羽生落城以後であると考えられる。なお、佐野昌綱は、この年の四月八日に既に死去しており、嶋田内匠助は昌綱というより、その子宗綱により客将として招かれたとするのが無難であろう。また、宗綱が家督を継いだのは若干十五歳であったといひ、この点からも宗綱を補佐する客将の存在が必要であつたものと思われる。

なお、氏忠朱印状以外に他の文献等で佐野氏の家臣として嶋田姓が確認されるのは管見の限り、天正八年の成立とされる『佐野武者記』<sup>(36)</sup>にみえる「嶋田弥七」と嶋田家に伝わる先の「千田宗記」<sup>(37)</sup>にみえる「嶋田内匠之助」・「嶋田内膳」、そして慶長・元和の佐野家の動向を記録した『景勝陣小山御用』<sup>(38)</sup>に見える「嶋田勘解由」の四名のみで、最後の「嶋田勘解由」については、「千田宗記」に、嶋田氏が北条家滅亡後に帰農したと伝えているのでその一族か別人の可能性もある。これらの史料はいずれも近世期以降に成立した可能性が高く信用に欠けるが、その後の嶋田氏の存在を知るうえで参考までに

栃木県佐野市所在「嶋田家文書」について

掲げた。いずれにせよ、現在のところ、嶋田氏と佐野氏のその後の関係については「千田宗記」に北条家滅亡後「内匠之助」が、田島郷に土着するとあるのみでその後の動向は明らかではない。

#### 四、嶋田家の伝承と長井庄

##### ―戦国武将の「家」―歴検証―

##### (一) 由緒書と嶋田一族

嶋田家に伝わる由緒書としては、これまで明和五年（一七六八）成立の「祀日向八幡宮千田宗記」（「千田宗記」として紹介）があり引用してきたが、ここでその全容を紹介しておきたい。

##### 祀日向八幡宮千田宗記

島田嘉兵右衛門徳遠子興謹著  
在昔、曩祖島田主水正、当戦国之時、居于武州、幡羅郡、永井庄、日向城、姓藤氏、世有其地、而保其城、当此時、始属官領上杉氏、主水正生山城守、山城守生内匠之助、皆有戦功、城内八幡之祠在焉、相伝古源予州頼義之所祀也、島田氏以拠其城、亦世為族之主也、山城守卒、子内匠之助繼焉、当内匠之助之世、每戦不利、吏民不和、不可以保城、乃去城、而客佐野昌綱、昌綱遇之甚厚、乃賜邸于植野邑、今称高瀬邸、是也、後改賜宅地平田島邑、而移居焉、於是始起神廟于宅之后園、歳時奉祀、一如日向城旧矣、蓋以此時始為二祀、

其在日向邑者、今尚鎮于七郷、潔祀無欠矣、每歲主其祭筵者、即島田六兵右衛也、其別当者、即三学院也、此人等、実與我同宗、而六兵右衛者、今家日向之隣里葛和田邑、三学院者、独住日向之中、六兵右衛祖、曾與鄉人、賦国風十数首、揭諸廟之前殿、其序有言、其略曰、竊以当社之来由、昔時、伊予入道源頼義朝臣之草創也、雖星霜已古、和光垂跡之影向明、利益擁護之誓最揭焉、是乃曩祖島田氏所由出之地、而累裔永浴神恩有年、吾濟雖汲其庶流未得清其本源也、託宣曰他国與利吾国、他人與利吾人云云、以此觀之神之祐於諸田、所由来久矣、内匠之助移居明年、以病卒、子内膳繼、当此時、北条氏忠城于鎌倉、而嗣佐野氏之祭、以故氏忠亦祿于内膳、如佐野氏之旧也、及氏忠自殺、祿不及内膳、内膳於是乎去武、而帰農、即今島田氏之祖、是也、雖然内膳以上、年紀盛衰之美、今無所徵、唯有再伯父素石翁之私記、然而其所記、得失紛交、不易枚舉、今只紀其概而已、若夫田氏系譜及官府賜書、數世前猶有之、然而稼穡之多、故志未及他、終為之多散失焉、加之、余襁褓而喪父、唯憑慈母氏之力、幸得先祀不絕焉、事既具母氏誌銘、故不再贅、余齠髫之時、尚覽系譜之書存焉、而比至成童也、則既亡失焉、其他符書、復益散亡、適所得、或蠹食余、或步障故紙、或需於他人之手、而皆破除滅烈、僅存者、即上州平井城主、山内官領、上杉民部太夫顯定、及男上杉五郎憲房所賜之書、永祿六亥歲、閏十二月、相州大場城主、扇谷官領、上杉忠朝所賜之書、是也、共賞狀盟約之書、而恩義所重者也、且此二公者、即將軍政氏之執政、而世所謂而上杉者也、他又有天正二年、

戊三月七日、北条氏忠賜諱忠字書、及天正十五丁亥年、十一月朔、佐野昌綱、増内膳之俸符書、是皆見存重宝也、余則殘闕不可録焉、噫奕世流落、竟至使祖宗之勲幾隱沒焉、誠可悲哉、内膳卒、諡道奇、權兵右衛、六郎兵右衛祖也、道奇生久左衛門、諡宗心、忠右衛門、權兵右衛祖也、宗心生久左衛門、諡宗最、助右衛門祖也、宗最生久左衛門、諡宗薰、茂左衛門祖也、宗薰(婉婉力)宛有女子、弟伊左衛門嗣、諡淨心、伊左衛門祖也、淨心生新助、諡昌海、昌海生德遠、德遠生忠善、忠善即今宗主也、自内膳至昌海、分家者七、曰權兵右衛、六郎兵右衛、忠右衛門、助右衛門、茂左衛門、伊左衛門、權兵右衛也、支庶復分為數戸、出自權兵右衛者、曰藤兵右衛、六兵右衛、三郎兵右衛也、自六郎兵右衛者、曰八兵右衛、九兵右衛、九右衛門也、自忠右衛門者、曰吉兵右衛、又兵右衛也、又兵右衛出平右衛門、六兵右衛出三郎兵右衛、權兵右衛者、四世而絶、無後、助右衛門者、仕于清水殿下、吉兵右衛、藤兵右衛、平右衛門、三郎兵右衛、四人、皆家于江都、后嗣數移居、而今乃至不審其所也、独三郎兵右衛業商、見在三河坊、凡此數家、本支譜第、昭然著明者也、别有日向德右衛門、長井佐兵右衛二家、共祖宗之舍人、而使之列編戸者、固非島田氏族也、德遠按、初自内膳帰農、而為名主于田島邑、至德遠及忠善、在職凡八世、歷年都百有余歲也、故元和古水帳、寬文今水帳、共収在家府、但間附之策、独在族忠右衛門之家、蓋曾祖宗薰弱而在職、官為其弱故、令忠右衛門佐之、且仮以間附帳、以故今尚在彼、元祿之間、梟官折田島邑、給列候五人、於是分水帳、為五策、名主

亦各宰其一給、而始不相統一、今島田氏所職之邑者、即

堀候之采地也、故吾之田宗、於

堀候則有外臣之分、先時元文中、再新居宅、爾時

堀候之宰、増田貞久、誌棟簡、其言有及家系、故併記、其辞曰、

当主藤姓堀氏、代々領地、茲東海道下之野州、安蘇郡佐野庄、菊水

辺田島邑、島田氏嘉兵右衛者在焉、累代卜居而家于当邑、児孫綿々、

而向百有余年矣、頃年柱朽礎傾、上漏下湿也、故旧歲頗集材催工、

而今年已到落成之日、令予書棟牘、予不得固辞、記其本末云爾、時

元文六、竜集辛酉歲正月穀旦、武江小石川、太田塚辺湯坂山庄住、

増

田梢茂貞久誌云、爾後二十三年、宝曆十三、癸未歲、德遠辞職老于

家、男忠善代職、此年也、

堀君、辱召見德遠、賜以章服、且命令就内臣之列、以賞旧功也、嗚

呼、德遠之在職、既無功状之可称矣、其幸得不見録過、則多矣、何

曾期得顕賞如此哉、抑非人力之得而所庶幾焉、且夫歴代奉職、公私

無所憾、及諸田宗族十數家、累世業業、各安其堵、妻裕少長、一無

横害者、誠所以靈神赫々之威、降鑑擁護者也、靈廟之明德、其誰不

戴仰焉、於是德遠等、不堪感悚之至誠、乃與宗族若干人、盟神祠之壇

傍、其辞曰、

大凡我同族世々子孫、孝慈維尚睦嫻維遵、戮力祭祀黍盛無欠、永共

神廟同其興亡、苟若有偷此盟者、

神靈先皇斯罰斯殛、我諸田氏亦無與齒、有如斯盟、既盟併勒諸石、

栃木県佐野市所在「嶋田家文書」について

以建祠之傍、後之児孫、其維鑑焉、維時

明和第五歲次戊子秋八月

(註、原本には文の句切り等に当たる文字の右傍に朱円が付してあるが、翻刻ではその文字の次に句点を付けてそれを示した。)

なお嶋田家にはこの「千田宗記」を軸として他にも前述したように、

何点か先祖に関する由緒資料が伝在する(第二節及び次表参照)。

表3

成立年	名称	内容
明和二年(一七六五)	嶋田德遠母とよ略記(掛幅)	嶋田德遠の母とよの墓誌を子の德遠が記したもの
明和五年(一七六八)	祀日向八幡宮千田宗記	八幡宮縁起から德遠が嶋田家歴代を解説した書。
寛政元年(一七八九)	嶋田家先祖書(掛幅)	「千田宗記」を簡潔にしたもの。嶋田德遠書。
年不詳	嶋田德遠画像(掛幅)	德遠の画像と家訓とされる德遠歌あり。等周画。
年不詳	嶋田内膳・同室位牌	寛永十六年・正保二年没外箱に「千田宗記」中の内膳と同内容の記載あり

以上の由緒資料に共通して言えることは、成立年代がほぼ明和と寛政期に限られ、かつこれらの由緒資料に関与しているのはすべて嶋田嘉兵右衛こと德遠であるという点である。このことから、嶋田家は德遠の代に先祖資料の調査を行い、子孫に伝達すべく様々な由緒資料を作成したものと考えられる。(39) これらの由緒資料の核となっているのは、「千田宗記」であることは明らかだが、その原典となつて



いるのは『新記』中でも引用されている日向長井神社蔵の文禄元年（一五九二）八月十五日「武州幡羅郡長井之庄日向郷鎮守八幡宮御鎮守伝記」であると思われる。なお、ここでこれらの由緒資料と嶋田家文書からまとめた徳遠までの嶋田家一〇代の系譜をここで参考のために掲げておきたい。

（嶋田家系譜） \*は由緒資料、◎は文書からの確認事項を示す。

また——は分家初代を示す。

①嶋田主水正…\*長井庄日向城主、管領上杉氏に属す

◎縫殿助カ。古河公方足利政氏・高基より書状を受ける。

（この間、何代かあるか？）

②嶋田山城守…◎縫殿助。永禄六年木戸忠朝より領知安堵。天正二年

に山城守となる。

③嶋田内匠助…\*佐野昌綱の客将となる。下野国植野村を与えられ、

後に田島村に移る。

◎幼名助十郎。天正二年に忠の一字を木戸忠朝より賜

わる。

④嶋田内膳…\*北条氏忠に仕える。氏忠死後、帰農する。法名道奇

◎天正一五年、北条氏忠より領知安堵される。

・権兵右衛門　・六郎兵右衛門

⑤嶋田久左衛門\*法名宗心

・忠右衛門　・権兵右衛門

⑥嶋田久左衛門\*法名宗最

・助右衛門

⑦嶋田久左衛門\*法名宗薫（早死）

・茂左衛門

⑧嶋田伊左衛門\*法名浄心、宗薫の義弟

・伊左衛門

⑨嶋田新助　　\*昌海

⑩嶋田徳遠　　\*宝曆十三年、家督を一一代忠善に譲る。

(二) 嶋田家と日向八幡

嶋田家一族の由緒書・系譜については前項で既に述べたが、嶋田家の由緒書である「千田宗記」には、日向村の隣村に住む「嶋田六兵右衛門」なる人物が日向八幡社の別当三学院を称し現地に残ったことが記されている。本項ではこの嶋田家（以下、日向嶋田家と記す）と八幡社（別当三学院）、さらには佐野の嶋田家（以下、佐野嶋田家と記す）との関連についてみてみたい。

別当三学院については、『新記』にも<sup>(40)</sup>「当山修験山城国醍醐三宝院末祖先ハ縁起ニ載タル嶋田源次郎ニシテ葛和田村ノ民六兵衛カ祖先、成田氏に仕ヘシ、嶋田采女正モ一族ナリトイヘト何ノ頃ヨリ修験トナリシニヤ其年代ヲ伝ヘス、本尊不動ヲ安ス」とあり、前半部分は「千田宗記」と同内容となっており、後半は『成田家分限帳』にもみえる成田家々臣の「嶋田采女正」も同家の一族であるとしている。<sup>(41)</sup>『新記』によれば、日向八幡社は始め嶋田氏が中興し、その後成田

長泰が信仰したとあることから、日向嶋田氏は羽生落城後に成田氏家臣となったという指摘も考えられるところである。八幡社は現在の「長井神社」(妻沼町日向一〇九〇)にあたり、位置的には旧日向村中心部の東北に位置し、先の日向城の鬼門にあたる。八幡社は現在合祀されているが、僅かに同社が八幡社だった名残りをとどめるものとして、鳥居にかかる石額「八幡宮」がある。なお、現宮司は嶋田道郎氏で同家が現在の日向嶋田家にあたり、同家には嶋田源次郎による文禄元年(一五九二)八月十五日「武州幡羅郡長井之庄日向郷鎮守八幡宮御鎮守伝記」をはじめとする伝記の写が何点か伝存している。<sup>(43)</sup>

一方、佐野嶋田家と日向八幡社の関係はどうであろうか。「千田宗記」には、日向嶋田家と佐野嶋田家との交流について詳細には触れていないが、日向嶋田家≡別当三学院の関係については、江戸期にり両嶋田家を中心となって日向八幡宮の造営を行った際の安永十年(一七八一)四月十一日付の「八幡宮拝殿造営勸進帳」が佐野嶋田家に残っている。<sup>(44)</sup>

(表紙)  
「八幡宮拝殿造営勸進帳」

- 一 金三百疋 島田久左衛門
- 一 金壹両 同 市右衛門
- 一 銀三片 同四郎右衛門
- 一 金百疋 同伊左衛門

栃木県佐野市所在「嶋田家文書」について

- 一 銀壹片 同 久蔵
- 一 銀壹片 同 弥兵衛
- 一 銀壹片 同文右衛門
- 一 青銅四十疋 同弥右衛門
- 一 金百疋 同 又兵衛
- 一 青銅式十疋 同 和吉
- 一 青銅式十疋 日向与四兵衛
- 一 銀壹片 長井五右衛門
- 一 金百疋 島田三郎兵衛

右

今日奉納 島田嘉兵右衛 老名

長井求甫

- 一 白銀式片

内壹片御祈禱料

安永十一年四月十一日

右書面之奉納金三兩三分慥二神納仕候、

為念仍而如件、

安永十一年四月十一日 別当 三学院

長井求甫様

(傍線は筆者)

同文書は、佐野嶋田家の島田嘉兵右衛宛てに別当三学院が宛てた日向八幡宮造営資金の勸進帳であるが、ここにみえる人名が佐野嶋

田家周辺嶋田一族と考えられる。注目されるのは、「日向与四兵衛」・「長井五右衛門」といった日向地方の地名を冠した姓名がみられることや、「島田嘉兵右衛門 老名 長井求甫」とあるように嶋田一族中に長井姓を用いていた者がいるという点である。この点については、「千田宗記」に「日向徳右衛門」と「長井佐兵右衛門」の二家が嶋田氏の関係者であったことが記されているほか、嶋田氏が長井姓を用いていた点については、中世の長井庄を拠点とする長井氏が別称斉藤氏を名乗っていた事例<sup>(4)</sup>もあるように、詳細は不明であるが嶋田氏の拠点である日向も長井庄に属していたことから嶋田氏中にも長井姓を使用していた者がいたと考えられ、これが近世まで慣習として伝えられたのであろう。

このほか、佐野嶋田家には前述したように「日向八幡」の神号掛軸や笈も残されており、江戸期に入っても嶋田家と三学院・八幡宮が八幡信仰を通して深い繋がりがあったことが知られる。なお、佐野嶋田家文書発見まで、同家と日向嶋田家の交流は途絶えていたにもかかわらず、佐野嶋田家敷地内には、日向八幡社を分祀したとされる八幡小祠があり、ここで現在まで毎年十五夜の日「八幡祭」を周辺の一部（現在一八軒）で執り行ってきたという。

このように、戦国期に分家した一族が自らの守護神である日向八幡社の信仰を通して、結束していることは戦国〜近世における「家」を考える上で注目に値しよう。

(1) (2) 註

『栃木県の地名』（日本歴史地名体系）平凡社 一九八八年）尾蘭式部進は武蔵七党猪俣党尾園野三郎家高を祖とし、『諸家系図纂』所収「猪俣党系図」、男衾郡小園村（現大里郡寄居町小園）を本貫地とする領主であらう。

(3)

長井氏は幡羅郡内の長井庄を本貫地とする領主と思われ、その祖は長井斎藤別当実盛につながる一族の出身かも知れない。文明十一年閏九月、長尾景春の乱で景春に荷担した長井六郎は長井要害に立て籠ったといひ、『別符文書』閏九月廿四日付足利成氏書状、翌文明十二年一月には太田道灌が長井城を攻略している（『太田道灌状』）。長井氏は長尾景春の乱では、本文書の長井氏が上杉方、長井六郎が景春方と、一族が分裂していたのである。

(4)

久下左近将監は武蔵七党私市党の出で、代々大里郡久下郷（現熊谷市久下）を本貫地としていた。『快元僧都記』天文二年（一五三三）二月九日条の北条氏綱が鶴岡八幡宮再興のため奉加を求めた諸将のなかに、久下左近将監がみえる。本書状の久下左近将監の子か孫であらう。

(5)

鎌倉円覚寺雲頂庵は惣社長尾忠景によって再興されたが、そのときの作事に関わる文書が同庵文書に多数残されている。その文書によると、矢野憲信は釘の送付など忠景の指示によって、同庵の作事に関わっている。

(6)

秩父郡東秩父村御堂浄蓮寺蔵梵鐘は、もと上野国緑野郡板倉郷（現群馬県藤岡市）円光寺鐘（正慶二年一三三三造立銘）であったが、文明十一年八月九日に「大旦那矢野安芸守」によって武州比企郡釜形郷八幡宮（現比企郡嵐山町）に移されている。

(7)

『栃木県史料編・中世Ⅰ』所収鑊阿寺文書によると、  
 ・（年末詳）六月 九日 前安芸守憲信書状（No.三二五）  
 ・（年末詳）十月 九日 前安芸守憲信書状（No.三二七）  
 ・（年末詳）十月廿六日 前安芸守憲信書状（No.三二八）

- ・(年未詳) 六月十二日 矢野憲信書状 (No.三二九、官途無)
- ・(年未詳) 二月十六日 前安芸守憲信書状(断簡、栃木県史未収)
- これらの五点の文書はいずれも同筆、同花押であり、嶋田家文書の矢野憲信書状も同筆で、差出人と充所の余白の取り方も酷似している。しかし、花押の型に少し相違がみられ(埼玉県史編さん室架蔵写真により確認した)、あるいは鏝阿寺文書と前後する時期のものということが考えられる。
- (8) 佐藤博信「鏝阿寺文書覚書」(『中世東国の支配構造』思文閣出版 一九八九年)
- (9) 佐藤前掲論文の注記で「年行事 何某」とある場合以外は、文書内容等の諸々の条件を充分考慮したうえで年代比定等を行わないと危険である」ことを指摘している。たしかに、鏝阿寺文書中の矢野憲信書状には干支はないし、「年行事 浄土院」ともなっていない。また、内容から年代を推定することもむずかしいので、年代の特定は慎重であるべきであろう。
- (10) 上杉顕定の可諱時代の発給文書を実見する機会を得なかったが、幸い『影印北越中世文書』(柏書房 一九七五年)・『新潟県史資料編4 中世2文書編II』(新潟県 一九八三年)付録写真で、不十分ながら花押・筆跡を検討することができた。前者では発智文書No.二二(永正六年)七月廿六日付書状、後者では色部文書No.四一(永正五年)二月十九日書状である。
- (11) 佐藤博信「東国における永正期の内乱について 特に古河公方家(政氏と高基)の抗争をめぐって」(『歴史評論』五二〇号 一九九三年八月)
- (12) 『群馬県史資料編七中世三』(群馬県 一九八六年) No.一八七二
- (13) 『同前』No.一八九六
- (14) 『古河市史資料中世』(古河市 一九八一年) No.四六六
- (15) 佐藤博信「足利政氏とその時代」(『古河公方足利氏の研究』校倉書房 一九八九年)
- (16) 前掲佐藤論文(註(1)に同)
- (17) 前掲佐藤論文(註(5)に同)。佐藤氏はこの論文で上杉顕定の出家の歴史的背景として上杉房能の戦死と第一次政氏・高基(高氏)の抗争の展開をあげている。
- (18) 前掲佐藤論文(註(1)に同)
- (19) 『新編埼玉県史資料編6』埼玉県 一九八〇年(以下『県史』と略す) No.四五六
- (20) 『県史』付No.二八。なお、『県史』で「河田善」とするのは「河田谷」の誤りである。
- (21) 富田勝治氏の御教示による。
- (22) 正式には「祀日向八幡宮千田宗記」、以下本節では「千田宗記」とする。
- (23) 『新編武蔵風土記稿』第一一卷(雄山閣出版) 二二六頁、以下「新記」と略す。
- (24) 『鷲宮町史史料三中世』(鷲宮町、一九八二年) No.五二二
- (25) 『県史』No.七八五
- (26) 『鷲宮町史史料三中世』No.四八八
- (27) 加藤秀幸「一字書出と官途(受領) 拳状の混淆について」(『古文書研究』五号 一九七一年)
- (28) 『県史』No.七九一
- (29) 『北条系図』(『平塚市史』1資料編 古代・中世付録)
- (30) 黒田基樹「北条氏堯と氏忠・氏光」(『戦国遺文』月報3 東京堂出版 一九九一年)
- (31) 杉山博「北条氏忠の下野佐野支配」(『駒沢史学』二五号 一九七八年)。なお、従来足柄城主は北条氏忠とされてきたが、近年、氏忠ではなく、その弟氏光であることが指摘されている(黒田基樹「北条氏堯と北条氏光」『桐主』印の使用者をめぐって)『おだわら』歴史と文化二 小田原市役所企画調整部文化室 一九八八年)
- (32) 『戦国遺文』後北条氏編(東京堂出版 一九九一年) No.二四一六

二四三九

(34) 新川武紀「佐野庄と佐野氏」〔栃木県史研究〕一二 栃木県 一九七六年)

(35) 『田沼町史通史編上巻』(田沼町 一九八五年)

(36) 『田沼町史第三巻』(田沼町 一九八四年)

(37) (23) に同じ。

(38) (36) に同じ。

(39) その契機は「千田宗記」によれば徳遠の母とよの死に際してであるという。

(40) (24) に同じ。

(41) なお、『成田家分限帳』(埼玉叢書第二) 国書刊行会 一九七〇年

には、「嶋田采女正」なる人物は見えず、似た人物として「鴻田采女」(傍点筆者) が見える。なお、嶋田姓では、「嶋田新三郎」がいる。

(42) (24) に同じ。

(43) 以下、三学院関係の文書を『埼玉県神社関係古文書調査報告書』(埼玉県教育委員会 一九九〇年) 所収「長井神社文書目録」より掲げる。

①享保六・八・一五 武州幡羅郡長井之庄日向御鎮守八幡宮御鎮座伝記(別当三学院)

②寛政二・八 八幡宮由緒並寄附名覚帳(日向村別当三学院)

③天保四・七・二六 三宝院門跡御教書(日向村三学院慶雅)

④元治元・八・一五 八幡宮御鎮座伝記(別当香衣大先達三学院慶雅)

(44) 嶋田家文書目録No.33文書

(45) 「長井系図」(「新編埼玉県史別編4」) 所収 埼玉県 一九九一年)